



市民税・県民税の納付は
6月から

市民税課 07755131
077519846

令和4年度の市民税・県民税(住民税)額を6月に決定します。課税される人には、次の①～③の各通知書で年税額などをお知らせします。
※非課税となる人には通知書は送付しません。

また、昨年度の申告内容や収入の種類などにより、年税額を複数の方法で納付する場合がありますので注意してください。なお、3月16日以降に提出された申告書について、年税額の算定に間に合わなかったものは、確認ができ次第反映します。

■通知書、納付方法

①給与所得等に係る特別徴収税額の決定通知書(勤務先から配布)／6月
②令和5年5月の毎月の給与から、市民税・県民税を12回に分けて特別徴収(天引き)します。

③公的年金等所得に係る特別徴収税額の決定通知書(市から郵送)／4月
④令和5年2月までの各支給月に支給(6回)される公的年金から市民税・県民税を天引きします。なお、4・6・8月は、前年度に通知した仮徴収税額を天引きします。②に加

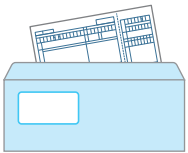
え①の方法でも納付する人は、②の通知書に内訳が記載されています。
③納税通知書(市から郵送)／年税額のうち、①②以外の税額を4回に分けて納付書または口座振替で納付します。③に加え①または②の方法でも納付する人は、③の通知書の1枚目に内訳が記載されています。



市税などの猶予制度

納税課 07755194
077519846

市税などの猶予制度は、市税を納付することで事業の継続や生活の維持が困難になる場合や、災害で被災したなどの特別な事情がある場合に、滞納処分を条件付きで猶予することができるとしています。【必要書類】罹災証明など特別な事情を証する書類、過去1年分の収支状況が確認できる書類、預(貯)金通帳や生命保険証書など資産状況が確認できる書類など ※詳しくは、納税課に問い合わせてください。



おめでとーございます

秘書政策課 0775-3849・0775-9861
令和4年春の叙勲、褒章、第38回危険業務従事者叙勲の市内の受章者を紹介します(敬称略)。

令和4年春の叙勲

瑞宝小綬章
後閑 博(地方自治功労)
茅根 勝(警察功労)
瑞宝単光章
渡邊 幸子(統計調査功労)

令和4年春の褒章

黄綬褒章
波多野 善夫
(業務精励 婦人子供
服仕立職・卓越技能)

第38回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章
加藤 眞(警察功労)
櫻田 金市(警察功労)
関根 昭(警察功労)
高橋 富夫(警察功労)
中濱 賢一(警察功労)
淵脇 一馬(警察功労)
丸山 金一(警察功労)
矢野 浩之(消防功労)
瑞宝単光章
関 沙(警察功労)
中谷 達朗(警察功労)

後期高齢者医療保険料の
納め忘れにご注意を

保険年金課 077515125
077519827

後期高齢者医療制度に加入している人は、保険料の納付方法を確認してください。75歳になった人や早期加入した人、転入した人は、特別徴収(年金天引き)になるまでの間、普通徴収(納付書または口座振替)で納める必要があります。また、特別徴収の人でも、年度の途中で保険料額が増減した場合などは、一時的に普通徴収に変更されます。

後期高齢者医療保険料を滞納すると、地方税と同様に滞納処分差し押さえができることになっており、督促後に納付がない場合は、催告(文書・電話・臨戸)を実施します。また、金融機関や職場などへの調査の

方法は特別徴収から普通徴収に変更となっていて、気付かない場合や、75歳になり国民健康保険から後期高齢者医療保険に変わり、納め忘れてしまう事例が多く見受けられますので、注意してください(国民健康保険税を口座振替している人も、保険者が「上尾市」から「埼玉県後期高齢者医療広域連合」へ変わるため、口座振替を希望する場合は改めて手続きが必要です)。

後期高齢者医療保険料を滞納すると、地方税と同様に滞納処分差し押さえができることになっており、督促後に納付がない場合は、催告(文書・電話・臨戸)を実施します。また、金融機関や職場などへの調査の

市企業版ふるさと納税 寄付企業に感謝状を贈呈

行政経営課 ☎775-3963・FAX776-8873

市では、民間企業から寄付をいただき、地方創生の取り組みを共に進める「企業版ふるさと納税」の仕組みを導入しています。

このたび、日伸産業(株)から「中小企業サポートセンター事業」に、(株)サイオーから「電子書籍の導入事業」に寄付をいただき市長から感謝状を贈呈しました。



日伸産業(株)河原塚代表取締役と
島山市長



(株)サイオー橋本代表取締役と
島山市長

結果、資力を有する場合の滞納については、預貯金や不動産などの財産の差し押さえを実施する場合があります。督促状や催告書が届いたときは、すぐに納付してください。

■未納が続く場合
後期高齢者医療制度は、みんなを支え合う制度です。特別な事由もなく、保険料を納めていない状態が続くと、通常より有効期限の短い被保険者証(短期被保険者証)を交付することがあります。なお、特別な事情で納付が困難な場合は早めに高齢者医療担当に相談してください。



年金振込通知書の郵送
大宮年金事務所 ☎65213399
ねんきんダイヤル ☎0570-051165

年金振込通知書は、金融機関などの口座振り込みで年金を受け取っている人に、毎年6月に1年分の年金支払額などをお知らせするものです。年金支払額に変更があったときは、その都度、当月と次回以降の年金支払額などを記載した通知書を郵送します。年金から特別徴収(天引き)されている保険料(税)額と個人住民税額については、下表の担当課に問い合わせてください。

年金振込通知書の郵送

8月1日(月)から使える国民健康保険(国保)被保険者証を更新します。新しい被保険者証(茶色)は、6月下旬から順次、簡易書留で郵送します。なお、後期高齢者被保険者証は、7月中旬から順次発送します。

■勤務先の健康保険に加入した人
国保を脱退する手続きが必要です。【必要書類】国保被保険者証、勤務先の被保険者証、本人確認ができる物、脱退者と世帯主のマイナンバーが分かる物【受付窓口】保険年金課または各支所・出張所

保険年金課 ☎7826471
(国保資格課税担当) ☎7759827

国民健康保険 被保険者証を更新

保険料(税)	担当課	電話	ファクス
介護保険料	高齢介護課	775-5127	776-8872
国民健康保険税	保険年金課	782-6471	775-9827
後期高齢者医療保険料		775-5125	
個人住民税	市民税課	775-5131	775-9846

70歳以上の国保加入者

70歳の誕生日の翌月(1日生まれの人は誕生日)から75歳の誕生日の前日まで、国保被保険者証兼高齢受給者証を医療機関などの窓口で提示することで、負担割合が2割または3割になります。負担割合を判定する所得基準は左表のとおりです。負担割合の判定は、同一世帯に属する70〜74歳の国保加入者の所得を基準に行うため、同一世帯の70〜74歳の人は同じ負担割合になります。※同一世帯内の70〜74歳の人が国保を加入・脱退した時や、所得額などの変更があった時は、負担割合をさかのぼって変更することがあります。

自己負担割合 (世帯単位)	判定基準(対象者/同一世帯の70〜74歳国保加入者)
2割	①対象者全員の市・県民税課税標準額が145万円未満 ②対象者全員の旧ただし書き所得(※)の合計額が210万円以下
3割 (現役並み所得者)	上記②に該当せず、市・県民税課税標準額が145万円以上の対象者が1人でもいる

(※)総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から基礎控除額43万円(前年の合計所得金額が2,400万円を超える場合は減額)を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しない)

☎ とき ① 所 ところ ② 内容 ③ 対象 ④ 費用・金額 ⑤ 記載のないものは「無料」 ⑥ 定員 ⑦ 持ち物
☎ 申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 ☎ 問い合わせ

国民健康保険税の所得申告

保険年金課 ☎78216471

☎77519827

国民健康保険(国保)税は、国保加入者の前年中(令和3年1月1日～12月31日)の所得金額などをもとに算定します。所得税や市・県民税を期日までに申告した人は、その申告内容で算定しますが、申告が済んでいない人は、税務署または市民税課で申告をしてください。

国保税には、一定所得以下の世帯にかかる税額を軽減する制度があり、軽減の判定には世帯主と加入者全員の前年所得の申告が必要です。

税法上申告の必要がない人(確定申告や市・県民税の申告書などで扶養者になっている配偶者と16歳以上の人も、国保税の所得申告が必要です。対象者には申告書を6月上旬に郵送するので、直接または郵送で保険年金課(〒362-8501本町3-1-1)へ提出してください。

申告をする時期によっては国保税の税額が年度途中で変更になることがあるので、早めに申告をしてください。



防災行政無線を用いた緊急地震速報の伝達訓練

危機管理防災課 ☎7755140

☎77519927

地震や武力攻撃などの災害時に、国から全国瞬時警報システム(Jアラート)を通じて送られてくる緊急情報を、防災行政無線を用いて確実に皆さんにお伝えするため、情報伝達訓練を行います。これは、全国一斉に行われる訓練です。☎6月15日(水)10時ごろ 防災行政無線による試験放送。市内に設置してある防災行政無線から、一斉に次のように放送されます。【放送内容】①「こちらは、防災上尾です」②緊急地震速報チャイム音 ③「緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です」を3回 ④「こちらは、防災上尾です」

防災行政無線の電話応答サービス

危機管理防災課 ☎7755140

☎77519927

防災行政無線の放送内容を電話で確認することができます。電話応答サービスを運用しています。電話応答サービス☎77515577

※放送直後は、電話回線が混み合う

中小企業の“事業継続力強化”を支援!

企業の防災・減災対策を行う「事業継続力強化計画」を策定し、国の認定を取得すると、社会的信用力の向上の他、税制優遇や補助金の優先採択など多くのメリットがあります。この機会に、事業継続の基盤強化に向けて、取り組んでみませんか。

事業継続力強化計画策定セミナー

中小企業サポートセンター ☎779-2520・☎779-2521

☎①6月21日(火) ②6月22日(水) ③6月23日(木)のいずれも15～17時 【講師】東京海上日動火災保険(株) ☎上尾商工会議所(二ツ宮750) ☎市内で事業を営んでいる中小・小規模事業者(個人事業者を含む) ☎各30人(先着順) ☎電話(平日9～17時)で中小企業サポートセンターへ ※このセミナーは、下記の「事業継続力強化計画策定奨励金」の対象です。

事業継続力強化計画策定奨励金

上尾商工会議所 ☎773-3111・☎775-9090

☎市内で事業を継続して営む中小・小規模事業者(個人事業者を含む) 【対象条件】次の①②の全てに該当する事業者 ①上尾商工会議所が主催する所定のセミナーを受講する ②事業継続力強化計画を策定し、国から認定を受けている 【奨励金額】一律10万円(先着順) ☎申請書(上尾商工会議所、市役所1階にある。上尾商工会議所ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入し必要書類を添付して、6月1日(水)～令和5年2月28日(火)に直接、上尾商工会議所へ ※詳しくは、上尾商工会議所ホームページをご覧ください。



上尾商工会議所
ホームページ

場合があります。 ※通話料は自己負担です。 ※放送内容の保存期間は24時間です。

上尾市学校施設更新計画 市民アンケートにご協力を

教育総務課 ☎7759469

☎7762250

上尾市学校施設更新計画基本計画の見直しに当たり、これからの学校

施設の在り方について検討を進めています。今後の参考とするため、市民アンケートを実施します。対象となった人には6月下旬に調査票を郵送しますので、ご協力をお願いいたします。☎市内に在住で次の①②のいずれかに該当する人 ①満18歳以上の人 ②未就学児がいる世帯主 【抽出方法】住民基本台帳から抽出 ①3千人 ②1,500人



紙パックの紙すき作業

紙すき作業を通して

障害福祉サービス事業所「かしの木園」の活動をご存じでしょうか。

この施設では、障がいのある利用者の自立と社会経済活動への参加を促すため、本人の適性などを踏まえた軽作業や創作活動を行っています。

先日、陶芸や回収した紙パックを再利用したはがきや名刺を製作していましたので、私も訪問し、手順を教わりながら一緒に作業をさせていただきました。

紙パックを煮詰めて材料となるパルプを取り出す作業から、細かくしたパルプを水糊と混ぜ、紙すきの要領で成形する作業など、一人一人が責任を持って作業に向き合っていたことが強く印象に残りました。

紙を手作業で細かくちぎるなど、手指を使うことは集中力を鍛え、同じ作業を繰り返すことによって、継続力を身に付けられます。

この紙すき作業によって生まれたはがきや名刺は、市役所1階の「ふれあいの店」などで、私たちも購入することができます。自身で製作した製品が売れることは、本人の喜びやその応援になるだけでなく、紙パックのリサイクルは、SDGsへの貢献に繋がります。

市としても、社会全体が障がいについての理解を深め、お互いが支え合い、いきいきと暮らせる社会を実現するための支援を継続してまいります。

市長 富士山 稔



児童手当制度の一部変更

子ども支援課
☎775-5120 ・ ☎774-5342

6月から、児童手当制度の一部が変更になります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【変更点】

① 現況届の提出が原則不要

児童の養育状況に変更がない場合は、現況届の提出が原則不要となります。※児童や配偶者と別居しているなど提出が必要な人には、現況届を郵送します。※婚姻状況、氏名、加入年金、市外に住む児童と配偶者の住所などの変更がある場合は届け出が必要です。

② 所得が一定額以上の人は受給資格が消滅

一定額以上の所得がある受給者は、10月支払い分から児童手当の受給資格が消滅します。翌年度の所得が減少し基準額を下回った場合は、再度児童手当の申請が必要です。

【所得上限限度額の目安】

扶養親族などの人数	所得上限限度額
0人 (前年末に児童が生まれていない場合など)	858万円
1人	896万円
2人	934万円
3人	972万円
4人	1,010万円

注意事項

扶養親族などの人数は、所得税法上の同一生計配偶者、扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く)、扶養親族などでない児童で前年の12月31日に生計を維持した人数をいいます。扶養親族などの人数に応じて1人につき38万円(扶養親族などが70歳以上の同一生計配偶者または老人扶養親族のときは44万円)を加算した額となります。

給与所得または公的年金等に係る所得を有する場合、その合計額から10万円を控除します。

所得上限限度額は、給与所得控除や医療費控除、雑損控除などを控除した後の所得額が目安となります。

特別給付金 (5月19日時点)

▶ 子育て世帯生活支援特別給付金

■ 低所得のひとり親世帯分

子ども支援課 ☎775-6819・☎774-5342
【支給額】児童1人当たり5万円 ②次の①～③のいずれかに該当する人 ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者 ②公的年金などを受給することにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている ※ひとり親以外の子育て世帯分給付金と併給することはできません。

■ ひとり親以外の子育て世帯分

子ども支援課 ☎775-5120・☎774-5342
【支給額】児童1人当たり5万円 ②次の①～③のいずれかに該当する人 ①令和4年度分の住民税均等割が非課税かつ令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者 ②令和4年度分の住民税均等割が非課税かつ①以外で対象児童を養育している(高校生のみ養育する世帯など) ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が住民税均等割非課税相当に減少し、対象児童を養育している

▶ 住民税非課税世帯等臨時特別給付金

住民税非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター

☎775-3548 (平日9～17時)

令和4年度住民税非課税世帯などに対し1世帯10万円の臨時特別給付金を予定しています。 ※令和3年度住民税非課税世帯や家計急変世帯として、既に受給した人は対象外です。

現時点では内容が確定していないため、国の方針が決まり次第、『広報あげお』や市ホームページなどでお知らせします。

新型コロナワクチン関連情報

接種費用無料

最新情報は市ホームページをご覧ください。

市ホームページ



追加接種(4回目接種)開始

4回目接種の概要

対象者	上田市に住民票がある次の①②のいずれかに該当する人 ①60歳以上 ②18歳以上で、基礎疾患などがある人または重症化リスクが高いと医師が認める人
接種間隔	3回目接種日から5カ月以上(右表参照)
予約	接種券が届き次第予約可能です。 ※詳しくは、同封のリーフレットをご覧ください。
接種ワクチン	ファイザー社製または武田/モデルナ社製

接種券発送スケジュール

3回目接種日	4回目接種券発送日
令和3年12月31日まで	令和4年5月31日まで
令和4年1月1～6日	6月6日(月)
1月7～13日	6月13日(月)
1月14～20日	6月20日(月)
1月21～27日	6月27日(月)

以降も同様に1週間ごとに発送します。

基礎疾患がある18～59歳の人などの接種

1・2回目接種の際に基礎疾患などがあると申請をした人には、前回の申請に基づき接種券を送付します。対象となっているか確認したい場合は、コールセンターに問い合わせてください。4回目接種から新たに希望する人は申請が必要です。 ②基礎疾患がある人など ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。 ③市ホームページの入力フォームへ入力かコールセンター(0570-002-203〈毎日9～17時〉)に電話または申請書(東・西保健センター、市役所1階、各支所・出張所にある)に必要事項を記入して、直接か郵送またはファクスで西保健センター(〒362-0074春日2-10-33)へ



市ホームページ

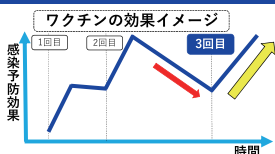
3回目接種を迷っている人へ

追加接種の効果、副反応などの情報について詳しくは、厚生労働省ホームページのQ&Aをご覧ください。

厚生労働省
ホームページ



若い人も 3回目のワクチン接種を



3回目接種で
効果回復



大切な人と安心して会うために、未接種の人は

できるだけ早めに接種を

ワクチンは「自分も」「大切な人も」守ります

4月25日1都3県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)共同メッセージより

問い合わせ先

健康被害 西保健センター ☎774-1411
 救済制度 (平日8時30分～17時)

ワクチン全般

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター
 ☎0120-761-770(毎日9～21時)

ワクチン接種は強制ではありません。職場や周りの方などに接種を強制することや接種の有無で差別的な扱いをすることのないようお願いします。

令和3年度 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

総務課 TEL775-4963・FAX775-9819

市民の知る権利を尊重し、市民に信頼される開かれた市政の発展を目的に情報公開制度を設けています。また個人の権利利益の保護と、公正で信頼される市政を推進するため個人情報保護制度を設けています。

■情報公開制度

市が保有している行政文書を請求または申し出に基づいて公開する制度です。

令和3年度の公開の請求・申し出の処理件数は、763件でした(表1)。公開の請求または申し出を受けた行政文書は、原則として全てを公開することになっていますが、特定の個人が識別される個人情報や法令などの規定により公にすることができない情報などが含まれる行政文書は、非公開になる場合があります。

●**対象の行政文書** 市職員が職務上作成、または取得した文書(図画、写真、磁気テープ、磁気ディスクなども含む)などです。

【表1】行政文書の公開についての運用状況 (令和4年3月末現在)

実施機関	受付区分	受付件数	処理件数					計	未処理件数
			公開	部分公開	非公開 (文書不 存在を含む)	適用除外	取り下げ		
市長	請求	278	61	181	36	0	0	278	0
	申出	121	21	74	25	0	1	121	0
	合計	399	82	255	61	0	1	399	0
教育委員会	請求	243	30	59	154	0	0	243	0
	申出	19	4	7	8	0	0	19	0
	合計	262	34	66	162	0	0	262	0
監査委員	請求	11	4	3	4	0	0	11	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	11	4	3	4	0	0	11	0
水道事業の管理者の権限を行う市長	請求	78	9	68	1	0	0	78	0
	申出	8	1	7	0	0	0	8	0
	合計	86	10	75	1	0	0	86	0
消防長	請求	1	1	0	0	0	0	1	0
	申出	3	2	1	0	0	0	3	0
	合計	4	3	1	0	0	0	4	0
議会	請求	1	0	0	1	0	0	1	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1	0	0	1	0	0	1	0
合計	請求	612	105	311	196	0	0	612	0
	申出	151	28	89	33	0	1	151	0
	合計	763	133	400	229	0	1	763	0

※「請求」とは市内に在住か在勤または在学の人などが、平成12年4月1日以後に市が作成または取得した行政文書の公開を求めることをいい、「申出」とは請求権のない人が行政文書の公開を求めること、または平成12年4月1日前の行政文書の公開を求めることをいいます。
※上記以外の実施機関は実績がありません。

●**請求または申し出の方法** 情報公開コーナー(市役所1階)または各担当課で、請求書または申出書を用いています。市は請求または申し出があった日から起算して15日以内に公開・非公開の決定をし、請求者または申出人に文書で公開の日時を、非公開の場合はその理由をお知らせします。

●**審査請求** 請求した人が非公開または部分公開とした決定に納得できない場合には、審査請求をすることができます。弁護士などの専門家で構成された審査会に内容の調査・審議を諮問し、その答申に基づいて裁決します。

■個人情報保護制度

市が保有する個人情報の取り扱いの基本的なルールを定めたものです。これにより個人情報を保護する措置を徹底するとともに、自分の個人情報の開示・訂正などを請求する権利を保障しています。令和3年度の個人情報の開示請求の処理件数は76件で、個人情報の訂正などの請求はありませんでした(表2)。

収集する個人情報は事務を行うに当たって必要な範囲内の個人情報です。思想、信条など内心の自由についての個人情報や社会的差別の原因となる可能性のある個人情報は、原則として収集していません。

【表2】個人情報の開示などの運用状況 (令和4年3月末現在)

実施機関	受付件数	処理件数					計	未処理件数
		開示	部分開示	不開示	不存在	取り下げ		
市長	73	20	43	0	10	0	73	0
教育委員会	2	1	1	0	0	0	2	0
消防長	1	0	1	0	0	0	1	0
合計	76	21	45	0	10	0	76	0

※上記以外の実施機関は実績がありません。

■会議公開制度

市が設置する各種の審議会・委員会・協議会などの会議を原則として公開するものです。

「会議開催のお知らせ」を情報公開コーナーと各支所・出張所、市ホームページに掲載します。

令和3年度の運用状況は表3のとおりです。

【表3】会議の公開の運用状況 (令和4年3月末現在)

区分	公開	審議事項によっては非公開となる	非公開
開催件数	99	15	218
傍聴人数	59	11	—

※非公開の会議の開催件数218件中197件は、上尾市介護認定審査会の会議の開催件数です。

財政事情を公表

財政課 ☎775-4247・☎776-8873

毎年6月と12月に財政事情を公表しています。これは市民の皆さんが納めた貴重な税金や国・県からの支出金などが、どのように使われているかをお知らせし、市政について理解を深めていただくためのものです。

今回の収支状況などは令和4年3月31日現在のもので、4月1日～5月31日の出納整理期間の収入・支出は含まれていません。その分を含めた令和3年度決算は『広報あげお』12月号でお知らせします。

引き続き上尾市財政規律ガイドラインに基づき、財政基盤の強化を図り、健全な財政運営に努めてまいります。

■会計別の収支状況

(単位:億円)

会計名	予算現額	収入済額	収入率(%)	支出済額	執行率(%)
一般会計	821.8	720.3	87.6	711.5	86.6
国民健康保険	208.2	201.6	96.8	199.6	95.9
介護保険	181.6	179.1	98.6	163.2	89.9
後期高齢者医療	30.1	29.6	98.3	28.3	94.0
合計	1,241.7	1,130.6	91.1	1,102.6	88.8

■水道事業会計の収支状況

(単位:億円)

会計名	予算現額	収入・支出済額	収入・執行率(%)
収益的収入	44.3	45.3	102.3
収益的支出	42.9	39.0	90.9
資本的収入	6.4	3.0	46.9
資本的支出	40.1	13.1	32.7

■公共下水道事業会計の収支状況

(単位:億円)

会計名	予算現額	収入・支出済額	収入・執行率(%)
収益的収入	38.9	37.3	95.9
収益的支出	38.2	36.3	95.0
資本的収入	18.1	18.6	102.8
資本的支出	30.7	24.7	80.5

■一般会計の収支状況明細

令和4年3月31日現在の市民1人当たりの支出額は、約30万8,846円です。

●歳入

(単位:億円)

款	予算現額	3月末収入済額	収入率(%)
国庫支出金	222.6	194.1	87.2
市税	313.3	305.9	97.6
市債	65.7	5.3	8.0
県支出金	51.6	41.0	79.4
地方消費税交付金	47.5	48.8	102.8
地方交付税	46.0	48.5	105.4
繰越金	35.4	35.4	100.0
諸収入	12.5	10.3	83.0
使用料及び手数料	6.0	6.0	101.3
地方譲与税	3.9	4.2	109.6
その他	17.4	20.8	119.5

- 国庫支出金…国と市が共同で行う事務・事業に交付されるお金
- 市税…個人や法人が市に納める税金
- 市債…道路や学校などの整備を行うために銀行などから借りるお金
- 県支出金…県と市が共同で行う事務・事業に交付されるお金
- 地方消費税交付金…消費税のうち一定割合が人口などに応じて全国の市町村に交付されるお金
- 地方交付税…一定水準の行政サービスを提供するため、国から交付されるお金
- 繰越金…前年度の会計から持ち越されたお金
- 諸収入…市の預金利子や貸付金の元金収入など、他の収入には含まれないお金
- 使用料及び手数料…施設の使用料や住民票などを取得する時にかかる手数料
- 地方譲与税…国税として徴収される自動車重量税などのうち、市に譲与されるお金

●歳出

(単位:億円)

款	予算現額	3月末支出済額	執行率(%)
民生費	408.2	360.7	88.4
総務費	103.1	92.7	89.9
衛生費	97.3	71.0	73.0
公債費	65.0	65.0	99.9
教育費	60.6	51.6	85.2
土木費	44.6	33.1	74.3
消防費	29.3	25.7	87.7
商工費	7.4	6.3	85.9
議会費	4.4	4.1	93.1
農林水産業費	1.5	1.3	86.5
災害復旧費	0.0	—	—
予備費	0.5	—	—

- 民生費…保育所の運営、高齢者や障害のある人へのサービス提供などの費用
- 総務費…選挙、戸籍、徴税、庁舎管理などの費用
- 衛生費…ごみ・し尿の処理、環境対策、健康推進などの費用
- 公債費…借り入れたお金の返済などの費用
- 教育費…学校、図書館、公民館などの管理・運営、文化・スポーツ振興の費用
- 土木費…道路、河川、公園の整備・管理、都市整備などの費用
- 消防費…消防施設の整備や救急活動、災害対策などの費用
- 商工費…商工業の推進や振興などの費用
- 議会費…議会運営などの費用
- 農林水産業費…農林水産業の推進や振興などの費用
- 災害復旧費…災害によって生じた被害の復旧の費用

■市債の状況

令和4年3月31日現在の市民1人当たりの市債残高は30万1,226円です。

区分	金額
一般会計	490億1707万円
水道事業	30億6846万円
公共下水道事業	173億1253万円
合計	693億9806万円

※市債とは、道路や学校、上下水道などの公共施設を整備するために国や県、金融機関などから借り入れたお金です。

■市有財産の状況

市が保有する主な財産は以下のとおりです。

(単位:㎡)

	土地	建物
行政財産	1,788,840	376,670
普通財産	96,418	6,224
合計	1,885,258	382,894

※行政財産とは、庁舎、消防施設など市が直接使用する財産や学校、公民館、公園など、市民が共同利用する施設です。

※普通財産とは、貸し付けなどができる特定の使用目的を持たない財産です。

ご利用ください 高齢介護課 ☎775-5124
☎776-8872

高齢者サービス



高齢者が自立し、生きがいをもって生活が送れるように支援するとともに、その家族の介護負担を軽減するためのサービスです。詳しくは、高齢介護課に問い合わせてください。※サービスはいつでも市内に住所がある人が対象です。

手当・給付など

●要介護高齢者手当の支給

☎年3回(8・12・4月)、月額1万円(申請月から)を支給
☎65歳以上で、介護保険で要介護4・5の人(施設や医療機関などの入所・入院者を除く) ※世帯を構成する全員が市民税非課税であることが条件です。 ※要介護高齢者介護者慰労金の支給を家族が受けている人を除きます。

●要介護高齢者介護者慰労金の支給

☎年3回(8・12・4月)、月額1万円(申請月から)を支給
☎65歳以上の介護保険で要介護4・5の人(施設や医療機関などの入所・入院者を除く)と同居し、常時介護している人 ※要介護高齢者手当の支給を受けている人を除きます。

●紙おむつの給付

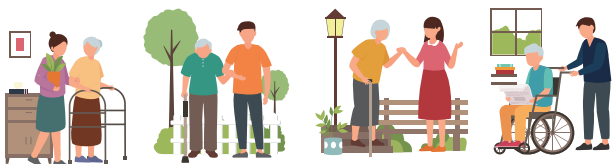
☎申請月から月1枚(4,690円)の紙おむつ券を交付し、次の①②のいずれかの方法で紙おむつを給付 ①市指定の薬局・薬店で紙おむつ券と紙おむつを交換する ②償還払い(市指定の薬局・薬店以外で紙おむつを購入した場合は、領収書またはレシートを添付し申請すると、購入代金を指定口座に振込をする) ☎65歳以上で、介護保険で要介護4・5の人(施設や医療機関などの入所・入院者を除く) ※世帯を構成する全員が市民税非課税であることが条件です。

●住替家賃の助成

☎民間賃貸住宅に住み、取り壊しにより転居を求められた高齢者世帯に、転居後の家賃の一部を1年間助成(転居先は市内の民間賃貸住宅に限る) ※立ち退き請求があった時点での相談が必要です。【助成金額】転居後の住宅の月額家賃から転居前の住宅の月額家賃を減じた額(月1万円を限度) ☎市内に引き続き1年以上居住する65歳以上の一人暮らしの世帯または65歳以上の人を含む60歳以上で構成する世帯 ※世帯を構成する全員が市民税非課税であることが条件です。 ※生活保護を受けている人を除きます。

●日常生活用具の給付

☎火災警報器、自動消火器、電磁調理器を給付(事前に防災の配慮が必要かどうかの調査あり、種目ごとに1個まで) ☎おおむね65歳以上の在宅で寝たきりまたは一人暮らしの人 ※世帯を構成する全員が市民税非課税であることが条件です。 ☎給付内容ごとの基準額を超えた場合は、自己負担あり



生きがいづくり

●いきいきクラブ

☎自治会などを単位に活動している自主的組織のクラブで、新しい仲間づくりや生きがいづくり、健康づくりを目的に、スポーツ、レクリエーション、趣味活動、ボランティアや地域活動を実施 ☎おおむね60歳以上の人

●老人だんらんの家

☎地区集会所など ☎健康維持と介護予防を目的として、高齢者同士が気軽に集い交流 ☎該当自治会などのおおむね60歳以上の人

●老人福祉センターことぶき荘(☎776-2265)

☎健康増進とレクリエーションの施設(無料入浴あり) ☎60歳以上の人 【開館日】(月)~(金)9時30分~16時(敬老の日を除く(祝)と12月28日~1月4日は休館) ※詳しくは、ことぶき荘に問い合わせてください。

あんしんサービスなど

●徘徊高齢者等探索サービス

☎高齢者が所在不明になった時、居場所を確認できる位置探索端末機を貸与 ☎おおむね65歳以上の、在宅で認知症による徘徊症状のある人または初老期認知症の人を介護している人 ☎月額165円(開始時負担2,750円)

●緊急通報システム

☎緊急通報機を貸与 【機器使用料】月額1,320円(世帯を構成する全員が市民税非課税の世帯は無料) ※電話回線が無い人向けの機器(別途回線料月額990円)もあります。 【通話料】自己負担 ☎おおむね65歳以上で、日常生活上、常時注意が必要な人または外出困難な在宅の重度身体障害者

●配食サービス

☎栄養バランスの取れた食事を自宅まで配達 ※市が指定した「あげお配食サービス協力店」の中から、希望の店を選択してください。 ☎食事の支度が困難な高齢者や障害者 ☎各あげお配食サービス協力店 ※パンフレットは、高齢介護課、各支所・出張所・公民館・地域包括支援センターで配布しています。

●ヘルプカード

☎高齢者や障害のある人(難病患者を含む)などが、災害時や緊急時、日常生活の中で困った時に、必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカード

●ヘルプマーク

☎外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人にそのことを知らせ、援助を得やすくするためのマーク

●あんしん証

☎顔写真入りで、公共施設の料金割引時の年齢確認や、外出時の緊急連絡用カードとして利用可能なカード ☎60歳以上の人 ※公的証明には使用できません。



時とき 所ところ 内内容 対対象 費用・金額 申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 費用・金額 問い合わせ

※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物